

静岡県立農林環境専門職大学長期履修規程

(趣旨)

第1条 静岡県立農林環境専門職大学学則(以下「学則」という。)第 39 条に規定する長期にわたる教育課程の履修(以下「長期履修」という。)について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、大学に入学を許可され、職業を有している等の事情により、学則第 22 条に規定する標準修業年限で卒業することが困難であると認められるものとする。

(履修期間)

第3条 長期履修の期間は、1年を単位とし、入学時から起算して6年を限度とする。

2 休学の期間は、前項の期間に算入しない。

(申請)

第4条 長期申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を、長期履修の許可を受けようとする学年開始の1か月前までに(入学予定者にあつては、別に定める日)、学長へ提出しなければならない。ただし、卒業又は課程を修了する予定の学年時における申請はできない。

- (1) 長期履修申請書(別記様式1)
- (2) 長期履修計画書(別記様式2)
- (3) 長期履修が必要であることを証明する書類
- (4) その他必要とする書類

(長期履修の許可)

第5条 前条の申請に対しては、教授会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修期間の変更)

第6条 長期履修期間を変更する場合は、学部長の了承を得て、長期履修変更申請書(別記様式3)を別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

第7条 長期履修期間の変更の許可は、教授会の議を経て、学長が行う。

(長期履修の取消)

第8条 長期履修学生が学則に違反したとき、又は長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は教授会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(別記様式1)

長期履修申請書

静岡県立農林環境専門職大学長 様

申請日 令和 年 月 日
学籍番号
氏 名

下記のとおり、長期履修を申請します。

記

履修期間	令和 年 月 日～ 年 月 日
申請理由	
具体的な事由	

【長期履修を必要とする証明書類】

- ・職業を有している者:職業を有しているものであることを証明する書類
- ・その他の事由の者:介護の場合は住民票+要介護認定書の写、育児の場合は住民票+母子手帳等

(別記様式2)

長期履修計画

申請日 令和 年 月 日

学籍番号

氏 名

履修年度	履修予定科目(単位数)
年度	

(別記様式3)

長期履修変更申請書

静岡県立農林環境専門職大学長 様

申請日 令和 年 月 日
学籍番号
氏 名

下記のとおり、長期履修期間の変更を申請します。

記

変更前の履修期間	令和 年 月 日～ 年 月 日
変更前の履修期間	令和 年 月 日～ 年 月 日
変更理由	